

平成 15 年 12 月 25 日
株式会社 新生銀行

普通銀行への転換について

当行は、来る平成 16 年 4 月 1 日をもって、長期信用銀行から普通銀行への転換を行うこととし、本日、金融庁より本件転換並びに向こう 10 年間の債券発行の特例に係る、金融機関の合併及び転換に関する法律に基づく認可を受けました。

当行は、平成 12 年 3 月の新銀行発足当初より、長期信用銀行という業態からの脱皮を図るべく、投資銀行業務ならびに新しいタイプのリテールバンキングを核とするビジネスモデルの構築を進めると共に、普通銀行への転換を目指してまいりました。

転換日以降、当行は銀行法に基づく銀行業免許を持つ銀行となり、今まで以上に幅広いサービスを提供することができるようになります。

また、本件転換に伴い、転換日以降 10 年間、引続き金融債（ワリチョー、リッチョー、リッチョー・ワイド、財形リッチョー、財形年金ワイド）の発行ができる旨の特例認可も併せて受けました。これにより、本件認可日現在の当行全本支店 29 店舗においては、引続きこれら金融債のお取扱いを継続させていただくことが可能になります。

当行では今後とも、金融債のみならず、様々な商品・サービスをご提案させていただく所存ですので、引続きご愛顧の程よろしく願いいたします。